平成２７年（フ）第２３２号
函館市花園町23番８号
債務者　辻　俊一郎
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２３９号
函館市高丘町38番５号
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
北海道二海郡八雲町熊石平町160番地
債務者　小林　孝司
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２７年（フ）第１０号
北海道二海郡八雲町熊石平町160番地
債務者　小林　久子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２７年（フ）第７９号
山口県宇部市中央町３丁目14番23―902号Ａｍｂｉｅｎｔｅ
債務者　利重　知子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１４号
北海道虻田郡京極町字京極789番地１　コーポ前田202
債務者　宇羅　丸美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１２５号
茨城県土浦市神立中央２丁目21番８号
債務者　小池　清子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
茨城県稲敷郡阿見町中央３丁目６番９号
債務者　黒沢　尚子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８３３号
さいたま市緑区大字中尾1692番地６
債務者　米長　哲夫
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４８号
さいたま市南区沼影２丁目２番23―304号
債務者　加藤　時恵
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５７号
埼玉県北本市栄７番地　２―13―205
債務者　鈴木　キミ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８７１号
埼玉県川口市前川町４丁目295番地の１　リバーサイド前川Ａ　101号
債務者　岡本はるひ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８８９号
さいたま市緑区大字大門2806番地８、旧住所埼玉県川口市桜町６丁目４番10号
債務者　大谷内一俊
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８９１号
埼玉県幸手市栄４番７―402号
債務者　中村　将大
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８９９号
埼玉県戸田市大字新曽2343番地　（第一コーポ203号室）
債務者　平林　昭男
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１３号
さいたま市緑区東浦和２丁目18番地３　ベアサンライフＢ201
債務者　森　　直己
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１８号
埼玉県上尾市大字瓦葺1315番地６
債務者　夏目　充史
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４９号
さいたま市緑区東浦和１丁目18番地４　クラインハイム202号
債務者　奥山　晃弘
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係